

生食発 0823 第 1 号
元消安第 2031 号
令和元年 8 月 23 日

各

都道府県知事
特別区長
保健所設置市長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長
(公 印 省 略)

「対シンガポール輸出食肉の取扱要綱」、「対シンガポール輸出食肉製品の取扱要綱」及び「対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」の一部改正について

我が国からシンガポール向けに輸出する食肉、食肉製品、家きん肉、家きん肉製品及び卵製品については、「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」（令和元年 5 月 31 日付け生食発 0531 第 4 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官及び元消安第 470 号農林水産省消費・安全局長連名通知）別紙、「対シンガポール輸出食肉製品の取扱いについて」（令和元年 5 月 31 日付け生食発 0531 第 5 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官及び元消安第 511 号農林水産省消費・安全局長連名通知）別紙及び「対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱いについて」（令和元年 5 月 31 日付け生食発 0531 第 6 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官及び元消安第 495 号農林水産省消費・安全局長連名通知）別紙により取り扱っているところです。

今般、各当該要綱を別添のとおりの改正することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。